

〒110-0002 東京都台東区上野桜木1-7-5ハウス上野の山206

Tel : 03-5815-8911 / Fax : 03-5815-8912

E-mail : shoji-m@mtj.biglobe.ne.jp

URL : http://www5e.biglobe.ne.jp/~syoji/

## コロナ禍における在籍型出向

新型コロナウイルス感染症の影響によって、事業活動の縮小を余儀なくされた企業が、**在籍型出向**を活用、社員の雇用を維持する例が多く見られます。

すでに全社員の2割弱(約1,000人)を出向させている旅行大手のエイチ・アイ・エス(HIS)では、毎月の海外旅行取扱高について前年同月比1~3%(97~99%減)が続く中、さらに数百人規模の社員を半年~2年程度、複数企業へ出向とのことです。日本航空や全日空等の大企業では実施が進んでいますが、様々な中小企業においても、在籍型出向の実施・検討を始めています。

### ●在籍型出向とは

労働者供給を「業として行う」ことは職業安定法第44条で禁止されています。在籍型出向の形態は、労働者供給に該当しますが、**労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保する等の目的の場合、基本的には「業として行う」ものではないと判断されます。**つまり「**在籍型出向**」は**雇用関係を維持したまま一時的に人材を求める他社に出向させる仕組み**と言えます。

### ●在籍型出向の準備、進め方

在籍型出向を行うには**労働者の個別同意または就業規則等の社内規程に基づいて行う必要があります**、出向の必要性や出向期間中の労働条件等について、出向先企業や労働者とよく話し合った上で、出向元・出向先企業の間で出向契約を締結、**出向中の労働条件等(出向期間や職務内容、賃金の負担割合等の出向契約の内容)**を明確にしておくことが重要です。

### ●在籍型出向の実施にあたってのネック・課題

2021年4月30日、東京商工会議所が行った「コロナ禍における雇用・就業面での対応等に関する調査」の結果で、**在籍型出向の実施・検討に対してネック・課題として挙げられた項目は、以下の通りです(抜粋)。**

人件費等、出向先企業との経費負担の取り決め	58.3%
担当業務に対する出向者の適性、能力、スキル	57.7%
出向の対象となる人材の選定	45.6%

なお、**在籍型出向**を利用した・利用したい仲介機能としては「**自社の取引先企業**」(56.6%)「**親族・知人・友人の紹介**」(35.4%)、**取引金融機関**(32.9%)、また、**(公財)産業雇用安定センター(1987年設立)**を挙げた回答(28.8%)も多く見られました。同センターへの問合せ、相談も増えているとのことです。

## ワクチン接種に伴う休暇への対応

事務所ニュース5月号で、ワクチン接種後、20代~50代を中心に発熱・頭痛等の副反応が発生する可能性が高く、翌日等の勤務が難しい場合、有給休暇取得(あるいは特別有給休暇制度の整備)等の方針の早期検討の必要性をご説明しました。

厚労省は全国の自治体に6/中に65歳未満への接種券を発送するよう求めており、墨田区等の早い自治体では7/上から接種が開始されます。

**ワクチン接種2日間、副反応で体調を崩した時、親の付き添いで休む等、すでに特別休暇制度がある会社の場合、その制度を活用して休むことを認めるか、制度が無い場合は特別休暇を設けるか、本人の有給休暇を取得させるか、各場面の検討が必要です。**

## 企業の営業秘密の不正取得最多

企業の営業秘密を不正に取得して持ち出すケースが後を絶ちません。2020年に警察が不正競争防止法違反で検挙した件数は22件・38人になり、ともに過去最多を更新しました。不正競争防止法は経済産業省の管轄で段階的に改正され、最新では2015年に改正されました。

### 不正競争防止法の営業秘密とは

- ① 秘密として管理されている(秘密管理性)
- ② 公然と知られていない(非公知性)
- ③ 事業などに有用(有用性)

の3要件を満たすものと規定しています。

研究・開発データや顧客情報などはこれに含まれる可能性が高く、営業秘密を不正な手段で取得して使用したり第3者に開示したりすることは同法が禁じる「営業秘密の侵害」にあたります。

不正競争防止法第21条の営業秘密侵害罪によると、10年以下の懲役又は2,000万円以下(海外使用等は3,000万円以下)の罰金。第22条では5億円以下(海外使用等は10億円以下)の罰金(法人)になります。

経済産業省は、2020年11月に下記の不正競争防止法テキストを公開していますので、参照願います。

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/2020\\_unfaircompetition\\_textbook.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/2020_unfaircompetition_textbook.pdf)

今年になってからも事務所ニュース2月号で紹介しましたが、ソフトバンク元社員が楽天モバイルに転職する前に高速通信規格(5G)に関する情報を不正に入手して持ち出したとして警視庁に逮捕された事件があり、5月6日ソフトバンクは楽天モバイル及び元社員に対して、当社から持ち出した営業秘密の利用停止および廃棄等、ならびに約1,000億規模の損害賠償請求権の一部として10億円の支払いを求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

情報処理推進機構(IPA)が2020年に実施した「企業における営業秘密管理に関する実態調査」(送付先16,000社・回答2,175社・回収率13.6%)によると中途退職者による漏洩が36.3%と最も多く、情報管理強化のきっかけは取引先からの要求が最多になります。

見直しを行った目的や動機は「経営層の指示」が最多になりコロナ禍での緊急対応がトップダウンで行われたことの影響が想定されます。

### 見直した内容として

- 1. 情報管理関連規則の見直し
- 2. 就業規則、従業員・退職者との誓約書の内容の見直し
- 3. 情報管理、服務規律に関する教育の見直し
- 4. 防犯カメラ・センサ等の導入

などを挙げています。

実態調査のうち、企業の対策実施状況の一部を紹介します

### 1.不正アクセス対策としては

業務使用PC等へのアンチウイルスソフト導入	76.9%
ファイアウォール(ソフトや機器)等の導入	64.4%
営業秘密の電子データ保存場所へのアクセス権設定	57.3%
業務使用PC等のOS、アプリ等の常時更新	47.1%
営業秘密の保管場所への施錠管理	38.5%
営業秘密の電子ファイルへのパスワード設定	30.5%
営業秘密を一般情報と分離して保管	25.7%
営業秘密の保管場所への入室制限	22.0%
営業秘密の破棄時、復元不可能な方法を適用	21.3%
特に何もしていない	6.1%

紙面の関係により今回事務所ニュース6月号に載せることが出来なかった2.「不正持ち出し対策」3.「不正しにくい環境づくり」の対策実施状況の結果を次回事務所ニュース7月号に載せますのでお待ち下さい。